要支援1・2の人〈介護予防サービス〉

施設に入居している人が利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

●自己負担のめやす（1日）

要支援1	203円
要支援2	469円

短期間施設に入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目から全額自己負担となります。

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

福祉施設に短期間入所して、日常生活上の支援（食事、入浴、排せつなど）や機能訓練などが受けられます。

●自己負担のめやす（1日）
〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型(準)個室
要支援1	464円	514円	540円
要支援2	577円	633円	671円

※食費、滞在費、日常生活費は別途負担します。

介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

●自己負担のめやす（1日）
〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型(準)個室
要支援1	572円	631円	638円
要支援2	712円	785円	794円

※食費、滞在費、日常生活費は別途負担します。

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になった場合は

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれの月額の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して年額の限度額（下表）を超えた場合は、申請によりその超えた分が後から支給されます。

◆高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額＜年額／8月～翌年7月＞

所得区分	70歳未満の人
上位所得者	126万円(168万円)
一般	67万円(89万円)
住民税非課税世帯	34万円(45万円)

所得区分	70～74歳の人	後期高齢者医療制度で医療を受ける人
現役並み所得者	67万円(89万円)	67万円(89万円)
一般	56万円(75万円)	56万円(75万円)
低所得者Ⅱ	31万円(41万円)	31万円(41万円)
低所得者Ⅰ※	19万円(25万円)	19万円(25万円)

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護（介護予防）サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上記表通りの算定基準額で計算され介護保険からの支給は別途設定された算定基準額の、世帯で31万円（41万円）で計算されます。

●平成20年4月から7月の間に対象となる負担がある場合については、平成20年8月から平成21年7月までの分と合算して（ ）内の限度額を適用する場合があります。

●所得区分について、詳しくは市区町村の担当窓口までお問い合わせください。

●支給対象となる人は市区町村の医療保険の窓口への申請が必要です。

サービスに苦情や不満があるときは？

介護（介護予防）サービスを利用していて困ったことがあったとき、サービス提供事業者に相談しづらいときは、下のような相談先もあります。

「ケアマネジャー」に相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておくと安心です。

「市区町村の介護保険担当窓口」に相談

相談や苦情の内容をもとに、市区町村で事業者を調査して指導します。

「地域包括支援センター」や「消費生活センター」に相談

地域の高齢者の総合的支援を行う「地域包括支援センター」で相談を受け付けています。また最寄りの「消費生活センター」に相談することもできます。

「国保連」に相談

市区町村での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、都道府県ごとに設置されている国保連（国民健康保険団体連合会）に申し立てることができます。